



申11号

バス関東本部 夏季手当等に関する申し入れ！

基準内賃金の **3.0ヶ月**

契約社員 A は社員に準じること

契約社員 B 及び臨時雇用員は

一律5万円を支給すること

新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当を

全従業員対象に **一律5万円**を支給すること

回答については 6月16日

支払いについては 6月30日まで

新型コロナウイルス感染拡大の中、

社会インフラの使命を全うしている

組合員の努力に満額回答で応えるべきだ！